

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 むつ市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
6,931	9,341	746	17,019

①

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	備考
一般会計	31,067	32,476	△ 1,409	△ 1,462	66	32,905	312	
公共用地取得事業会計	123	123	0	0	17	40		
一般会計等	31,190	32,599	△ 1,409	△ 1,462		32,945	312	実質赤字額 1,462

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

② (=-②) ※②が負数の場合のみ

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,486	1,437	49	1,192	156	11,949	1,362	
下水道事業特別会計	1,595	1,595	0	0	514	11,275	11,275	
簡易水道事業特別会計	261	265	△ 4	0	59	627	454	
魚市場事業特別会計	8	5	3	3	0	0	0	
用地造成事業会計	30	1,452	△ 1,422	△ 1,279	30	0	0	
国民健康保険特別会計	7,095	7,484	△ 389	△ 390	442	0	0	
老人保健特別会計	489	503	△ 14	△ 14	40	0	0	
後期高齢者医療特別会計	428	421	7	6	141	0	0	
介護保険特別会計	4,401	4,394	7	7	656	0	0	
公営企業会計等 計				△ 475		23,851	13,091	連結実質赤字額 1,937

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

③ (=-②+⑥) ※②+⑥が負数の場合のみ

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	左のうち一般会計 等負担見込額	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
下北広域行政事務組合	5,759	5,708	51	39	-	67	7,609	5,098	
下北医療センター	12,513	11,921	592	△ 5,975	4,819	2,792	8,342	7,188	法適用
青森県市町村職員退職手当組合	16,185	16,184	1	1	0	3,020	0	0	
青森県交通災害共済組合	223	208	15	15	0	0	0	0	
青森県市町村総合事務組合	854	842	12	12	0	1	0	0	
青森県市長会館管理組合	4	3	1	1	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合一般会計	523	419	104	104	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合特別会計	115,547	111,774	3,773	3,771	0	596	0	0	
一部事務組合等 計					4,819			12,286	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
むつ市土地開発公社	0	12	10	0	0	0	0	53	
財団法人むつ市教育振興会	7	22	10	0	0	-	0	0	
社団法人むつ市脇野沢農業振興公社	△ 12	△ 24	11	8	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			31	8	0	0	0	53	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

④

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	0	0	0
減債基金	0	1	1
その他充当可能基金	821	889	68
充当可能基金計	821	890	69

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算A	平成20年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	△ 12.59	△ 8.59	4.00	12.65	20.00	用地造成事業会計	△ 89.9	△ 89.9	0.00
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	△ 14.51	△ 11.38	3.13	17.65	40.00	水道事業会計	90.6	89.7	△ 0.90
実質公債費比率	20.6	20.2	△ 0.4	25.0	35.0	魚市場事業特別会計	35.9	34.5	△ 1.40
将来負担比率	268.7	261.4	△ 7.3	350.0		下水道事業特別会計	0.0	0.0	0.00
財政力指数	0.41	0.41	0.00			簡易水道事業特別会計	0.0	0.0	0.00
経常収支比率	102.5	96.7	△ 5.8						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。

3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

$$\begin{aligned} \text{・将来負担額} &= \text{③} + \text{④} + \text{⑦} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{公的信用保証等に係る損失補償見込額} && \text{(百万円)} \\ &= \boxed{7,807} \text{(百万円)} + \boxed{0} \text{(百万円)} && \boxed{73,250} \text{(百万円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{・充当可能財源} &= \text{充当可能基金 ⑫} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額} && \text{(百万円)} \\ &= \boxed{5,229} \text{(百万円)} + \boxed{29,779} \text{(百万円)} && \boxed{35,898} \text{(百万円)} \end{aligned}$$

$$\text{・算入公債費等の額} = \boxed{2,730} \text{(百万円)} \quad \text{⑮}$$

7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

(1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	8.59%	早期健全化基準(12.65%)を下回っているものの県内で最も悪い数値である。 累積赤字額は、市町村合併直後の平成17年度に約24億9千万円のピークを迎え、以降、年々減少傾向にあるものの、平成20年度末で約14億6千万円となっている。 赤字解消計画に基づき、確実に平成23年度の解消に向けた取り組みを行う必要がある。
②連結実質赤字比率	11.38%	早期健全化基準(17.65%)を下回っているものの、一般会計の累積赤字のほか、用地造成事業会計が約12億8,000万円もの資金不足を抱えており、比率を大きく押し上げている。 しかし、用地造成事業会計は第三セクター等改革推進債の活用により平成21年度中の会計廃止を予定しており、一般会計における累積赤字の解消と併せて連結赤字の解消を図る。
③実質公債費比率	20.2%	早期健全化基準(25.0%)を下回っているものの、地方債の協議制度において起債の際に許可が必要な団体となる基準の18%を大きく上回っている。 減債基金が底をついており、早急な改善は難しいが、累積赤字解消後は基金積立による繰上償還を視野に入れるとともに、公債費負担適正化計画に基づき、着実に比率の改善を行う必要がある。
④将来負担比率	261.4%	早期健全化基準(350.0%)を下回っているものの、一般会計における地方債現在高及び各特別会計並びに一部事務組合の地方債現在高に対する一般会計の負担見込額が比率を上昇させる要因となっている。また、一部事務組合下北医療センターの資金不足額に対する一般会計の負担見込額も比率を上昇させる要因となっている。 しかし、平成21年度以降、一般会計の負担により下北医療センターが抱える不良債務の計画的な解消により、後年度以降の比率の改善が見込まれる。
⑤資金不足比率		
用地造成事業会計	89.9%	宅地造成用地と軽工業用地の売却不振等により約12億8,000万円もの資金不足を抱えているため、経営健全化基準(20.0%)を大きく上回っている。 しかし、用地造成事業会計は平成21年度中の資金不足解消に向け、第三セクター等改革推進債の活用を予定している。
水道事業会計	-	大畑地区及び川内地区において、給水人口や使用水量の減少により赤字を抱えているが、むつ地区では料金改定等により黒字を維持しており他地区の赤字をカバーしている。 今後の建設改良事業にあたっては、財源の在り方や料金水準等の検討を行った上で計画的に行う必要がある。
下水道事業特別会計	-	供用開始後間もないため、料金収入だけでは施設の維持管理は行えないため、不足分は一般会計からの負担に頼っている。 一般会計からの負担がこれ以上大きくならないようにするため、事業計画の見直し(縮小)及び新規発行債を抑制するとともに経営の健全化・効率化に努める必要がある。
魚市場事業特別会計	-	使用料収入が安定しており黒字となっているが、今後、施設の老朽化が著しく大きな負担が予想されている。 料金収入の確保と経営の健全化・効率化に努め、剰余金を基金に積み立てるなどの対応を行う必要がある。
簡易水道事業特別会計	-	平成21年度から法適用の水道事業会計へ統合されている。市町村合併後、5年を目処に水道料金を統一することとなっているものの、料金格差が大きく統一できないことから、統合を機に良質な水道水の安定供給と料金改定による財源の確保に努める必要がある。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「-」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「-」と表示している。

(2) 今後の対応方針

実質赤字比率は、前年度の比率より改善されたものの、依然として県内で最も悪い数値であり、累積赤字の解消に向けた対策が急務となっている。現在、赤字解消計画を策定、人件費、公債費等の抑制や電源立地地域対策交付金の有効活用により、平成23年度での解消を目指している。

また、一般会計と同様に多額の累積赤字を抱えている用地造成事業会計については、第三セクター等改革推進債を活用することで、平成21年度をもって累積赤字の解消と、会計の廃止を予定している。